

2018年12月21日
株式会社 山梨中央銀行

山梨中銀デビットカードサービス（J-Debit）の商品性を一部改定します

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、お客さまの利便性向上の一環として、2019年1月1日に山梨中銀デビットカードサービス（J-Debit）の商品性を一部改定し、キャッシュアウト機能を追加しますのでお知らせいたします。

1. 商品性の一部改定について

（1）キャッシュアウト機能の追加

デビットカードサービス（J-Debit）において、キャッシュアウト機能を追加いたします。

《キャッシュアウトとは》

従来のショッピング決済としての J-Debit の利用方法に加え、キャッシュアウトに対応する加盟店（以下、「キャッシュアウト加盟店」といいます）のレジ等で現金を引き出すことができる機能です。キャッシュアウトは、従来のショッピング同様、お手持ちのキャッシュカードで、キャッシュアウト加盟店に設置された端末でカードを読み取り、暗証番号を入力する方法でご利用いただけます。

（2）アクセプタンスマーク（※）への追加表示

①J-Debit が利用できる加盟店には、以下のアクセプタンスマークが設置されています。

※アクセプタンスマーク



または



②キャッシュアウトがご利用いただける加盟店には、アクセプタンスマークに加え、以下のマークが表示されます。

**キャッシュアウトが
ご利用いただけます**

2. 取引規定の改定について

キャッシュアウト機能の追加にともない、2019年1月1日以降、山梨中銀デビットカード取引規定を改定いたします。

《主な改定内容》

- ・キャッシュアウト取引について追記。
- ・税公金の支払いとしての取引について追記。
- ・山梨中央銀行が利用を認めない加盟店では、山梨中央銀行キャッシュカード（J-Debit）が利用できないことについて追記。

当行は、今後もお客さまのニーズにお答えできるよう、サービスの充実に努めてまいります。

以 上